

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分：該当なし

区分：該当なし

区分：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉建屋5階にて、使用済燃料プ-ルゲ-ト間水抜き作業を行っていた作業員(1名)に身体汚染、及び放射性物質の吸入による内部取り込みが確認された。	A s	10月24日公表済 (PDF158kB)
2	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ(A)において、警報が発生し、トリップが認められたため、当該ポンプの電動機を点検・修理	A	10月26日公表済 (PDF129kB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディ-ゼル発電機(1B)定例試験に伴うル-フファンの起動において、機器搬入ハッチカバー-上部に溜まっていた雨水が室内に滴下していることが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	非常用ディ-ゼル発電機(1B)屋外機器搬入ハッチにおいて、コンクリ-ト枠の一部に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	主タ-ビン組合せ中間弁の浸透探傷検査時、No.2・4・5・6弁ストレ-ナあて板溶接部にプロ-ホ-ルが認められたため、当該弁を溶接補修	D	
4	2号機	主タ-ビン主蒸気止め弁の浸透探傷検査時、No.1・3弁ストレ-ナあて板及び内側溶接部にプロ-ホ-ル及び線状・円形指示模様が認められたため、当該弁を溶接補修	D	
5	2号機	復水脱塩塔スプレ-水配管フランジの浸透探傷検査において、シ-ル面に指示模様が認められたため、当該フランジを修理	D	
6	2号機	苛性ソ-ダ貯槽液位計ノブ交換時、ノブ取付座に腐食(錆び)が認められたため、当該取付座を交換	D	
7	2号機	補助海水系配管ベント弁の点検時、弁棒径変化部に腐食が認められたため、当該部を交換	D	
8	2号機	非常用ガス処理系(B)試運転時、排気ファンの寸動後の連続運転時においてサ-マル動作によるトリップ事象が認められたため、当該部を点検	C	
9	3号機	放射性廃棄物貯蔵建屋床ドレンファンネルにおいて、ファンネル内に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
10	5号機	可燃性ガス濃度制御系機能検査(その1)時、要領書に誤記が認められたため、要領書で定めた手続きにて訂正を行い、検査を再開	D	
11	5号機	放射性廃棄物処理系廃液濃縮器において、サンプリング容器に詰まり及び握り部の破損等が認められたため、点検・修理	D	
12	5号機	復水脱塩装置入口サンプリング配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	5号機	不活性ガス系格納容器補給用窒素補給ライン安全弁の点検時、シ-トリ-クが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	給水流量データ収集用パソコンにおいて、動作不良（起動不可）が認められたため、当該パソコンを点検・修理	D	
15	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化設備ペレット冷却用冷凍機（A・B）グリコ-ルバイパス弁用電磁弁において、計装用空気系配管が変形し、継手部よりエアリークが認められたため、当該継手部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
 - A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
 - B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
 - C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
 - D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外：消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで